

13. 平成20年度地産地消推進活動支援事業計画

平成20年7月8日

(財)日本特産農産物協会

第1 事業の趣旨

平成17年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」において、国は食料自給率向上と食の安全や健康な食生活に向けた諸課題を設定し、その政策の基本的方針を定めている。

この中で、国は自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項の1つとして、分かりやすく実践的な地産地消の取組を全国的に展開することの重要性を強調している。

地産地消は、地域で生産された農産物を地域で消費する物質循環機能の考え方に根ざしている。したがって消費者・生産者相互が「顔が見え、話ができる」信頼関係を保ちながら、生産者が安全な農産物を生産し、安定的・継続的に供給していくことが重要である。

また、地産地消の活動によって、食の安全・安心の確保とともに、体験農業、食農教育、都市と農村の交流等による地域農業の振興や食育の推進による地域活性化が期待される。

地産地消に関する最近の情勢として、地域農産物の活用の推進等を盛り込んだ学校給食法の改正や、農商工連携の促進に関する法律の制定等の動きがあり、地産地消の取組への関心が高まっているところである。また、国際的には、食に関する事項として地球温暖化や食糧危機の問題が取り上げられてきており、我が国において、地産地消が輸送に伴う二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化防止や食料自給率の向上にもつなげる取組としても注目を浴びてきている。

このような情勢の中で、全国各地で、それぞれの立地条件を活かした創意工夫による地産地消活動が様々な形で展開されている。これらに係る情報を全国的に収集・分析・評価し地産地消活動の一層の推進と食料の自給率向上に資する方途の検討が重要である。

財団法人 日本特産農産物協会（以下「協会」という。）は、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8097号農林水産事務次官依命通知）第2の別表の2「地産地消推進活動支援事業」に基づき、地域特産物等の地産地消活動を一層推進することを目的として、地産地消及び地域特産物の情報の収集、これらの情報の中から、優良な事例について分析・検討、

優良な団体等の表彰、地域特産物の生産・加工等の分野で多年の経験と卓越した技術・技能を有し、産地育成の指導者や地産地消活動のリーダーともなる人材を「地域特産物マイスター」として認定する「地域特産物マイスター制度」を引き続き実施することとする。

第2 事業の内容

1. 地産地消推進活動支援委員会（以下「支援委員会」という。）の設置

学識経験者、地域の地産地消活動の指導者・実践者等による「地産地消推進活動支援委員会」を設置し、事業実施計画の策定、地産地消活動に関する提言、情報の分析、検討、地産地消優良活動事業の表彰者の選定及び地域特産物マイスターの認定審査等を行う。

また、必要に応じて委員会に専門委員を置く。

2. 情報の収集等

(1) 情報の収集は、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）並びに都道府県及び市町村等の協力を得て行うほか、協会事務局においても行う。

(2) 地域特産物の持つ機能性等多様な機能に着目した産地形成のための研究会を開催する。

3. 特産物の産地育成、地産地消の支援のための人材の活用等

別に定める「地域特産物マイスター制度実施要領」に基づき、地域特産物マイスターを認定・登録し、次の活動を実施する。

(1) 地域特産物マイスターの派遣・斡旋

(2) 地域特産物マイスターの集いの開催

(3) 地域特産物マイスター協議会の組織化

(4) 地域特産物マイスターの今後の活動に役立てるための活動状況及び活動についての意見等の集約

4. 地産地消優良活動団体等の選定及び表彰

(1) 協会は、別紙「平成20年度地産地消優良活動表彰要領」に基づき、地方農政局等、都道府県、市町村等の協力のもとに、優良な活動を行っている団体等（以下「表彰事業参加者」という。）の推薦を得て、1の支援委員会において農林水産大臣賞、農林水産省関係局長賞等候補を選定する。

(2) 支援委員会は、農林水産大臣賞、農林水産省関係局長賞等候補を表彰事業を主催する全国地産地消推進協議会（以下「推進協議会」という。）に推薦する。

(3) 表彰式の開催等

推進協議会は、支援委員会の表彰候補から表彰者を決定し、表彰式を開催するとともに、活動内容等の発表会を実施する。